書類從

八十五

下總崎房
秋葉孫兵衛藏書

群書類從卷第八十五

公事部七

検校保己一集

建武年中行事

後醍醐天皇宸作

川瀬文庫

あまり小さくなりし春をむかふる雲内をと
利かんとすことしあらたまりしいかめしき御ありさま
百しきもめでたくきよらに所々の御装束
ともをのみやつこ（主殿）かもり（掃部）の女官まではらへをいと
きよしくつくろひて御はしらまで人々も
まづはかはりたる様にて御装束いそかし
すめらぎはそれより蔵人（小舎人）すゑてのさかく
こゝろふつきたるものからあはれなり大
宋の屏風庭にめぐらしてはやく御座をしき
よそほひのさまさまのめでたさはうとく供せ

のかためあれはなやかにみえてはなやかなる人めしてはしま
やうやうそらもあかりゆけば黄櫨染の御袍をめし
清涼殿の二間のかうしをはなちて出ましてあゆみ（上）道
をえて（南の方付八の座をしき殿にまうけたるありさまの所をはなちて御階のまへに出給ふ　額　縁）えん
にしき（道　布単）をしきてしきのまへに屏風のもとにいたる人のたつ
ゝともし（脂燭）さす　近衛中将は剣をもつ屏風
のもとに蔵人は御笏をたてまつる北辰は拝
する御二拝（属星の名をとなへ）つゝかに天地四方を拝す
かくてほかのおましの座のうへよりかくてしく
みかどは天を拝しいぬゐにむかひて地を

[illegible]の中西四方とのくみれ二條
[illegible]のまへ[illegible]
[illegible]の屋敷を拝する庫小或昔[illegible]
[illegible]二藏あり[illegible]法よ又一脇[illegible]
のくあらん（脇）さん（桜）たわ西（西）庭をうれ南（南）んのえ[illegible]
[illegible]草[illegible]
[illegible]（雜）い法菊[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]（盤）[illegible]

の法[illegible]
[illegible]
法華[illegible]（裝束）
[illegible]（昼）
[illegible]の庭の廉南[illegible]
[illegible]（此[illegible]家吉殿の人）中三間
あり[illegible]ハ二間法麗（ものい）[illegible]
[illegible]（裏）[illegible]
[illegible]一間中[illegible]
[illegible]
[illegible]（沟）[illegible]
[illegible]（丸）[illegible]
[illegible]（南）[illegible]

にゑんさ(円坐)をしきつられ又たゝみ又ゑんさは
一枚ならびのきれ座と(尚薬)座ゐ(戻)のさん如のはし
よ西東のつりにあめんのさりのまうく命婦女
蔵人が座と次に南北二間の後にまうく円座一枚
をしきまうく(緩)(丸)よりの座とす典侍ら下女房を
并に座をまうく女蔵人二人(上臈)鬼間にて臺をもち
てあいる(一の臺ありけるは(著)(臺)いかにもしれもとぐへ　並御臺女房の御殿をまきて まれ候ても)これわたしより
(ひ)並の座をまうけ御生氣の方にむき候よりつとめ
清涼殿のくいよかならずうくて渡つる(あさりれぬるてとれ　とりふ白為内侍)
(え候うぬしてたまふ　ひのゆ座もそのゝ候)もいそんのすけ葉のうみ當文を上宿

次(世家の方の　いろゐもよし)その外はみかきまれせんのとけれの火に
内侍られ錢あく(平額)ゆみさいをしかん(世時よし)つし御陪膳とり
あん候侍ゐらねは二人は座の次の者乃末すぬいたまる
きとを供す(ようけ)しんは命婦蔵人など二人ともに次第
よかへりてやくをうけ八の盤もたれて二度んぼりあるる
若宮ともに儀八四人かはり二人を御身よそへし典侍まうて
いの膳をあげまへさせあ一の膳もぐんよまへ陪く大
うきあむ乃きんのあし一秋御ちん每紙のし江次第
よ隠をうりつけいはかりて(蓋)(箸子)いあめいしまん
まとゐはくもんよすんてうへしたまへは女房ともに

にられよまゐらせたるとめまいりてくだり子鬼間（葉）
よりすゑんでくしの末丁にかゝりてはつる女官主殿
門ま御まんまて典薬頭めして御茶をとりよ給を小庭
にて典薬頭のこく侍醫官のうちのつかさおの
まゐられ銀器むいつこんすゑてせん菓子よのまし（献）
むはきにより銀器に入て末丁の御ところひとあのえ（御座の次間）
すゑまゐらせ見出されをとりて銀器のまゐる（尚薬）
前て典侍に給ふこれをめしてのちくすし
てまゐらせの人よのまし（後取）
一日八四位二日五位三日六位の蔵人
そのつきめされ日まいりのうん
これはさうらうみふ紀て殿上のことしらすと手也
女房つかさ寿宿つとめ女房あるねと例なりとぞ
あとしたりぬとまん

ごりの人まりたまふとも（大根をとるふ女嬬人給くあはさくすゑて　これをいくれんる人くまゐりたんの思ふしいて）
三献のうちいま例おとくめしゐんりの尻ぬむらいて
これびめすへもりのうちこ紙をかりて二間よりたい
きんりまゐてこふ出らるかのあすなりまたまんりのま
ぐ給ことみれ御すゑしこらんそてはちうこめをいさ
すつとよ一盤みすよみるの機これにおさし給し（度）
すま献のおとくよやはま渡へ帰りはたりを給く後
きりやくをとりて見附る二ちん（青茶）
銀器に入らる名のめしまゐて
はひとひあるひさみてのうち
又はく菓餅のたなき
これいうらにとめる年すたものみこれを
よりて鬼間におはりいさすこんいらしく女房小

あらためなわひるうこと[illegible]
やうくまいりなるまる程に[illegible]
家ばたいらんほてたゝ[illegible]
[illegible]の命につきて[illegible]
小庭をへて神仙[illegible]
たゝ上首の人々人の[illegible]
[illegible]
殿上の[illegible]
六位殿人二人[illegible]
御[illegible]

上達部

倚子

母屋の西面

[illegible]

出仕せ給ひしようを[illegible]
をたゝ[illegible]
[illegible]
間の[illegible]
上二人の中
四位五位[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

せんよ八月一の上臈女房ゐて内侍命婦を別当
ゐたてまつる元日宴会内弁大臣陣儀
小儀ともに絶たる所の大臣なき時内弁を勤まし
義人をもはらもちゐる仰養とて
内侍ゐつをて養女をとりたてを出流して
出御乃後ゐのもとを降りつ七曜御膳
を内侍所にはくつるより養すと上御膳をいとん
まて典侍級を内侍ゐつる人法華経を
内侍より白障子といふすむ額間よりゐる右内侍
ゐるのくことを指す級のうち出流ふ内侍

のさうとんと道ゐうとんとうとうとうとうとうとう
業宸殿出後西乃ゐむしきの書戸れ下まとれば
しうとうのうとうとうとうとうとうとうとうとうとう
ゐうとうとうとうとうとうとうとうとうとう
山ちす或いとうとう関白ひさうの二間乃まんみ
ひうとう芳ばうて出流る義人ゐ出さうとう
乗くまゐ乃関白乃裾ゐうとうとうとうとうとう
紙ゐ成ゐうとうとうとうとうとう命婦四人義
人四人出仕女出ゐ成蔵級女房といふおうの男
多居陸子ゐうとうとう大床子ゐ間ゐひうとうとう

此共丹の上より後につゝきて従く此よりそめの后たち
此(倚子)いりまして此(靴)をとらせ給つる尤右手衛陣をひ
く威儀女房ともは後の中の戸より東へくゝり
むかひ座よりかの掌(ナイ)侍ひ璽と(剣)此帳の内ひし
のはくるのうへみなくた内侍は御へさゝやて璽は
級のうらき御につく稱人(六位)式ハ宮とたの机よそく
も上に此北内は此倚子につきかゝ給を(警蹕)近の陣をいひ
らす関白は猶ぬかくそく そえふくこえそくつぬのとしあかひさ 此つれ入をうして出しかた足とゝみて
内弁陣(ナニノ)座をさらくはのうし纔かて靴ぬく此
まりよりおはに往の外弁もはく内辯宜陽殿兀子

に掌侍は東の廂の南はつまとよわすのと
女ともみかくしの屯ぬおいもの内弁座とも
て條ぬけり内侍くわへ寵人はこれをかうすり内侍
は二人ともよは次の西にちかしの内 色障子とよう 障子といふ六あ
御くゝ ありきくわかすはいるそ 其しまするかりけるはん 座子二ささやくあなめつ沢てふつ
ちうりくハ字 まへりかうく 内弁こんらくしりいて 一位ハ一南 二位ハ二南足さ
まきよすれて移りかしむ次を侍の南の間よりて
もくとたつ内弁もと返陽の障子立内辯子家礼の
人ハつくそく西むきそて一揖して外弁むきて附座
二拝 かくちて文一いうして御えへ あるひハ西むきにて二拝一揖する ひハられ揖も拝もいぬかむきまで

つて民暑するにもあらんかしめて其しのちを暑すせられけるわるとそ
また附ハ六位の是とこまかに尤もをの人く練ゆるえまんてきカのさ比下なね
の事ゆうすれさ地ハたら此文としてわすまて　摘の本をもく留
せるもとむ也しまけ放実もに家也
猶出殿をしまる　猶ならさねなさる附けちあ佐く又すあるの家　當生よ於かの
てらしの兀子に佐く庭の方にひさて閑門（カモン）
律ますをと師をた右を将曹門よむかひく門坂
むかうをひきとて坐奴し閑門つまつまぬりし
佳友らんらかりのへんそられをやわ内舟文師
三舟し庭み出かれ佐良文いましをつく人（圍司）
て圍司ぬつゆよすむ由をけいまいくわし庭と
佳るた家はや内舟是子つまをなす二声　至斗くをさすけかゝいう候

寺　大きねをつけへくや納言あすや納言内の
入くわし是て西んよつて　らしろを左位ハ大夫　内舟宣まよ
らきん西なかた少納言いせりしてくるかお舟言　四位ハ三尺とら（構唯）
今門のたつ戸しはうたり入りて次将よへり（標）よ佐く舟
一の人社形之異位重行（ちうきやう）　大臣のさしろをよ大納言のさし後よ三位の中納言のさしろよ四位宰相
二位中納言ハ大納言の末よなりつ三位の宰相ハ中納言の末にさもるを　刑さりすりて内舟師まをつさ
わん鮮白謝座す　二師をたまふさけのさ形廊
よおすくて外弁す一の人のまへよわかしまよ
可きくひさ出へさかめ空盞とりちてこれをとへつく
まつ人ひさまつこまく菊をしまさくあれなとふさけ

のみ酒入樽の未だ封をもいまだ開
酒二斗を解き一同也 謝儀とりてはきのうえす
はんようとうく盃を出すうあうへ入水屋の
くてをいまとりあつかる 堂上よりかる 南のらんをもしたしたうとえ
ますてるはハかのらんをひくたはらをさしたる
らの中をうやまい心ったいられ南を用ゐ今ゑ 大臣大納言くらうよ
はくく親王中納言はくにつくく但又大中納言人
数おわりて時いんをあらふへく用弁出脇を儀
すト度してこれ城郭と内脇のうへ下南階の
かうよりむをいりらのうへと等くく解ゐ用うを
よりうへ紀ゑ妻女 よりへはんてをとりむをつく後道のう後人

脇子 脇のはれをんこうらてまむ脇のうへ
みはあをちかきをハあ後 脇あいをんのおかいはあをんうりて二郎
ううあのくはをんくすくくはれはるうあを
とうをちあいをんあをあをくをくをんくをいおれ 馬沢鎧
をあり脇下のあれをんまもうをありをいうあ
すへうりをれ脇腹四種ら下八鎧 後しあれをやう
てををれはをん城後すう後をくは内弁うを
かはをを通ら出後をく織衆やのわをの内をんをうを
あるへいのうりの血後義人西階の西をんまをををれ城
きをんをを 脇 をくをんををれはを義はをんうをくをの先

たあきともその姿いづれとわかれさりし内猶まさ
あしたいまこそそのとくすてんきいひつこゝ
こきいちんるとやうのあなわこひんさくへいめ
ちかきのなれを供るめて人もわほつゝなまらし
内弁殿下のらんをむいはりよかひと大弁宰相に
えんてちいさきらくは二声めして卿かたら内豎
えんしとすゑはをめて大納言相仰てはい
内弁みし氣色すゝ内弁天家に内にかしくるゝ猶
くいゐかんは宿して候く のらんうれとするはせ 殿下なれらしよおとすくらゝを次ぬるへし
はまのは候す あくひのあらぬし もち而宿しへ なたう にとよりものといふ

そりはへりとまて例のとく候とかめてその
よしとらせ内弁よ申内弁そんきるものよいは
しひらんのかしすへとんかて大鮮にはし
と申 但我まへのをつ 内鮮奏よりあらしかそし とそまゐを
ひるにまのかし但寧徐よまりせくくるゆのかいたる
をとらいはの代の殿下たすしそくしはさん次第三
節のみき供して後一らんと候をとられしも 儀
くすらせて今いらるのくめすなめ殿下一献 大臣さはのとく
催すたからさ大弁たる時 さけのえにちうれをの内豎
こいすたれ宰相となよ殿下
へいしをらんよの人のすへもそさまものゝうちまて

笛をとりてあゆみすゝむありの座は内竪
のつかさをとるさけのまへりにおく内弁座
とたちて御扉をひらくをよぶ吉野のくすう
歌笛を奏す　そのときに次に二こん一献のことくとく
まて内弁座をたちていたりして奏してこまち
はんそうはみきたまふ大臣天許をうけて参議一人と
ともにてらし此使をよる人座ばたちて揖譲して
ともに内弁のうし次のけいろ行してその内弁
使をまうちぎみたちに見させたまふ参議けふ酒は
まて御扉をひらきて笑名をとりてくわんおなし

南のきのこ目二間の西のはしのへんまで　この使をば
一揖してあゆみ後にふうしにしてさていなり座
にかへり次第に三こん一二献のまゝこんとなり
てまつ系にも旧傍楽門より左右の楽人春庭楽を
奏して地道にすゝむ左右のく二曲　万歳楽　地久　賀殿
長保楽をもてこれらの勅よりて此をおく三曲も
あるはかたかたこれをつかうまつりて舞をおこなふ　舞をとりて
内弁ふるまひく後についで宣命見参をば内弁
文杖をとりて東階をのぼりて東の階をしきて南
の戸をより入りて北のかたの小間と西へをれて主上の東扇
をぬけてかの円柱をいてて扇の風のつまより御の

[illegible]

杖をもちて東の[illegible]の下に
[illegible]杖は東[illegible]
少納言侍従宣命[illegible]
[illegible]給ふのうへ
いまの机よりはじめ[illegible]侍従[illegible]

杖によりてとりあつかふ
[illegible]内舎人[illegible]
[illegible]
[illegible]
廊にゐて杖を[illegible]
[illegible]春儀とす
のうへ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ゞねをいせちかまる入内弁宣下殿上遊宴
のあれへんよりれ大納言公不うれ始のれちのを
く更位宣旨を宣命使下殿してうんらくあ
をうんく諸司のうしろ次へく日花門の出
をしくふたらりてをしてをしてうれ武曲ぢち面ふれ
て東又ハ西にじきく宣命れへんの南みすをうん
のら初うし
冠れけの版又はうう揖して笏をとり
て宣命をしくんひうをいきうあるては
をく合くたの方へ出て拜位東詐又きものを
く宣制す拜位和華す宣命使ねのおうみ

やうに位くきあをく揖を拜位の板の下り
はをすると也あれうあくというまへかまむ板うて
ちへのうくきうのうくちうをく曲折のいう
をれのうく堂上の座すくく拜位ありのるる
座後ちうとあるて入御ちあをいりすれる
なくハ内弁をしをすくすを宋の殊ひうをひ
をあれなけいれうへれと着一人するをれすうを
ひうを也内弁をうをうくをあるくをういつ
座後入御のうみうをうをうるの如房か御のを
し

きらゝの行火いとあたらしは内弁さうあひつとめるよ
おんさい内蔵頭くりは織部やいさうてありける女
しる（こうむこね さうるや）あつめて紙とりける
おく庭の人わみちハの小間にとへ親王おりさせ
参の大臣内侍なさの路しとの外ハ中間とある
なのり
本殿還御ありて女房たちいらんありて夕御膳を供ず
二月二宮大饗なりき玄輝門の東面の廊にて
くしやありける御たちいとよろしくてしハその御を
たるさす大内なとにいらせて中宮春宮の御所へ

渡御なさるべきよしあれとおくれたるなんとてあらさりける
御事もなかりしとなんあはれなることをさためられしことも
侍るとしるしたる一人殿上の侍ふところへハ台盤所に
見しておこなひしめんほと女房とも心にしたかひわかくし女房
文のまにまに扇とりしたかはせあらかしめなをとめ
入られさるおりハかれ扇とりとめある也茶の儀ける
あるもの三献とて大夫ようやうと給わる
あしたぬ文れありのまいるさいわんは茶よおかれし
やくとうの女房文たおし
三日もかいなす春宮をはしめのさいおかれし

ちいさんいきうへうさと上臈女房ゆりえ門長舎
りはうえ殿のちいはのこのほとをはへられとその氏
ゆくいはさんいはに菓のつゆくゆきんとて新
年春
御ちうさうはうはとてまゐる三日宴すゝ中文御ゆく
すりも風事也はれんいはとわたまゐくいうきん
にはうはの渡のまを中ゆんよあくはていきんいはんて
けゆ也あるゆるえんよいれりとをゝ一人まゐるを
侍臣
二三日れうはいさ舟宴ゆ殿人ゆなと古書そうん
すまゝくひのゆ殿ゆてはらんす舟宴そゝいうう
人ゆ殿ゆさうはんく蓬すゆ年中ゆ素藻ゆの

りゆくて天氣ゆくゆ殿はうゆ文とんく構堂
てまゆ殿ゆにまゆ西庭の南のまたいはつ
ゆくゆ廂のなゆくゆ朕ゆゆのゆとゆ
蓬すゆを殿て御おにをくゆ舟ゆきくまゆ
ゆゆにをいきゆて殿ゆ殿文とはらんすゆの
さはまゆ文いゆもゆを池をゆけ梨をゆしゆ
てんゆ次下のつゆとゆはたのゆくゆけゆ
ゆくをひゆくゆ右のゆて中ゆ文とゆけゆみの
ゆゆいきゆて右ゆゆてゆのゆたをさ
へくれのゆてえゆのつゆ殿ゆきつゆ

上ゝ[illegible]をひくとて右のかたなの下なる文を
ゆたけてたちの[illegible]て[illegible]ひく御[illegible]
ゆらんしてたちの[illegible]
右のをとりてふのそ[illegible]
おほいてた右のをしてまいたくたのをを
うえのおくよりく　二あるべき文六[illegible]　このまきりて　此よりあるべき
のをしてゆよてたちの[illegible]
あたけるのやうにまきとりて出おりちく
枝とたりとりく　[illegible]　勝
してすまんたわてうの文のうしを[illegible]

右のをしてふみのをの油ひてかりて[illegible]
ゆ度ちてうに御[illegible]
唯すおれまに文[illegible]
を枝とりうへてまの河　文の[illegible]
殿上の測酔あるを義人[illegible]
ともあいちんよりく六位義人[illegible]詠二
首今坂一貫三枝の[illegible]義人げんまい
ちし八位[illegible]
[illegible]
度[illegible]六位[illegible]

云反なりはいのまんようすんくまんようしの
をよしてまいりまんまはらんぶ如摩尊とあまこ淺
子の屋ん下はらくゆきて中宮寺とい
んをその他おの但ゐこの庭まえんくい
の尼ゐれ法まるなり
五日叙位議あり大臣以下左仗の庭に巡幸
ようのよ旦よりゆ公卿文武をひ四
境をそく後あるれ参するなる文四位し
て忌れを作らる以下左仗のうんまに罪をこと
文をもと撰ばるべのくゆ左仗のるこ入て御覧

まへにをく法源殿の御簾をたまてしの要内
所小をに書をとしく四季の御屏風を南西
小くをををしてこ人の本下法四位をこ
らくこりそのまへのひをに執筆の内庭を
しを関白内庭小くあるを蘭二百すこ西可
かしく上達部内庭をしく殿人めし作を
陸内庭をしてひさつきをみまを作を未
まををかこすをめるるよし也大臣大外
化を先てはこ文紙作次六位外記二人喜
文を持く日花門より入て豆陽殿のをこ

ゐてくるを大臣殿とりて落下をへて（西後とふ）ゆくてゐまもしの南らうれ下ゐの月
ひかり（柱のこゝ西ハうら）ゆくてれうに水と西ゐんまたつ
東後東と小西方より八こ文の外花ゆへの庭より
をつ（水と西面）関白ハおくしゐ敷とくくくけん（刃限）ゐ
御前ゆ左ようくしてすもし大臣殿
下らし指す大臣殿のうら大納言殿菖文沈
沈て（宣旨の執ひさ月ゆ）右ゐ操門ゆりひさ松ゆて入く
ゆらひけくこのくる法ゐまゐして次第にいさの
中ゐゆりて執筆のえん庭のまへゐすゐの

くこをゐ先次の間よりさまつく藤仍して
ゐ人よりて祝と地よりきてたのしをゐ
ゐまに南ゐて祝の下れ方と国庭ゐ心
けくゐゐ人（迎仍）ゐきゐくして、いさゐ御おの
方にむゐく筋とぬゐて平ゐのゐたゐ
てゐゐく見ゐ人板とゐみなゐ御ゐの
人席のゐにゐむ次第に蓋紙ゐりて出ゐの
庭ゐつく一れ大納言八蓋文とゐす条殿一人
出ゐおくにゐて後御簾とゐく人ゐ庭ゐ
やうと御らんゐて大臣とゐすこゐ

作る大臣猶喉しめして指してすむ大臣弱
なれたるくくもくくと作らるる時弱と意(イ)の
ものしてこのもとのあるて硯とその作る
いさまをて硯の作る意紙をて文をかくこ
にうつして十年ばかりとのうつして弱成
事筆紙おく勝りしてすみてみすれと
うたうめうしてはかりと御座すむ
作意の間よう入大臣いさう志紙を弱
ぬるうてい十年ばかりと出後して出給
なるう作意とうしてる大臣弱とうしてすみ

て作意といはるめることけてこと成出てたまはる
度ものうりて硯をとものまにうりふ大臣弱
をこしてをくくと作あると大臣ますとと
つも筆ととし硯おくにある紙をこまを紙な
うう一作紙おめて硯をとの紙と取て成ようして
をくかはいい門うとわと尋ト作人とうの作
らるる時その作と成はすうして成宜をと
うこ人ふうの紙とうきて武ト武ト叙す
此間とんていおうと流文御中文にに作ふ
はんと奏勅許の後を祈れとあうして奏宣

寸御ゝ文ども始めくだし給ふ事ども
うけて奏聞す十年学奏する時ゝ立立
らしとゝりてとのゝ事とりまぜうみ
とりて上臈御ゝ文の中ゝ始めり
とまるこうして西園寺殿の御の苔の中
文をこうして関白殿ゝ御ゝ給て次ゝ始めしきこ
て執筆ようこうゝ小野宮ゝ殿ゝ
うゝ始めて人ゝに氏ゝ長ゝくゝ叙ゝ
こうて別紙ゝ後ゝ奏して加階をおくるゝ
かはりに出とりて年号月日ゝ

まゝ記ゝして苔に入て奏ゝ少ゝ記ゝ御流して
西園寺殿ゝ出ゝ清書の上ゝ出ゝ大中
納言ゝ殿ゝ過ゝ上ゝ奏ゝ給ゝ殿ゝ
儀ゝ作ゝ奏ゝ名ゝ
記ゝ作ゝ（住記ヲ）ゝ作ゝ苔ゝ入ゝ奏ゝ
ゝ度ゝ文ゝ作ゝ
ゝ紙ゝ度ゝ奏ゝ武兵ゝ
（三ヶ所ヨリ結ビ）ゝ御ゝ
人御ゝ七日節会ゝ
結ゝ

七日ハ白馬節會なれはそのひハこふいうる
まゐはまへれ日ふや夜よ御て南殿の御装束なと
の人あり龍文にゆつりて御装束九様なと八元
かもしるさん所まなすへ志川やひの役ハ两手
様おかつれしさまあり女画らしハあらく志ある
なまき御帳よりさしうをとりけきやの人志あるを
つとのをし江帳ハ二寸ありきて
たなきさり宮にに平文の御倚子をと川ちのまへ
よ火日川をまへより江いつの左右て
札とよめつらいのおもひあるも花よハ級壐なとの
敷へし右ハは式のくにと立へし又とくまのある文
ハ右の札にハおかるへし大臣の前よ御よハいさん
帳ありあをの南に二尺御たいさん帳臺
のくよめのはし帳かけて南とはへちん女い
まそられとく三尺あめんの御座しあるも大宮
ねれつて御ぬきぬと入て一二乃御座平
とあられ帳とくそのまへよ左にの衆てうねへ
うまとんとくゆやのひんし三間よ四人の臺
盤と清くあらくて立ち物木又ハ八尺の南いく
ん一脚よる あつさいめ丹さまたいさうゆうをそ らうえ少麦よそうくるもり 下よこんの本

[illegible]
たいのくけにてれそく奥端ゑ元五位の
親王大臣のまうあんの事て御さそそ
乃たそて糸織の座ハ南の土御うしなを法
性ゆうしそうゑすに五人より東ゑ敷て
大宋乃屏風をそう内舟をの所ゑく奏鼓
内侍ゑ位なを御帳乃西北のそまゑ
道隆子と二御ゑそうゑ人の内宮
内侍の座とゑ位ひうの西二間て酒盞
をそく南階乃東西ゑ左右近の胡床をそ

宣命はへん手書の版つ[illegible]のこそ[illegible]へんの東西ゑ
位祀の東とそう（東武西共上階 あ八武二）糸引のへて所のまん胡へ
いのそうやそうて孫のそそうて南庭ゑ（うを見い 行うあゑ）
よせ奉義とそう（橋御と奉義のまを 大臣糸織ま 引とををう）
いうあまそて如敷ありんえ[illegible]とうゑ祀ゑしらる奉行く
ら人ト居とうらて大臣に[illegible]大臣糸織ゑ作く
うしとうきへ[illegible]むやうう人く糸ゑのまそて糸
祀ゑ（代 位）ゑ位のそとそうそ[illegible]いそめうりやと位すゑ
いまそて[illegible]祀ゑ法司とそ人を
のそう糸任奏そうして法ゑ御ゑを級

ハ、つゝんとゝ武蔵人伝記のこと
と内舟庭のまへの蹴鞠のこと武うん兵下武三郎
ゝとゝ内侍伝記乃蔵のとなる下名ととりて東
階にとゝむらしよりゝ沈小法乙外舟よ清く内舟
豆陽殿の壇上のへんゝ河内侍のりと文
ゝを清れ陳ハしくふと内侍東階ゝ出あかとゝ
て内部階ゝのゝふすゝ上へて下名とゝ上ける内侍
ゝゝ入内舟豆陽殿の元ゝにつゝ内里ちさわゝ武
ゝ次二声内里すゝ作云のつゝさつハ和のつゝさ
ゝ武兵遠六位蔵人ゝゝまゝゝ武友ゝとゝ内舟のまへゝゝ武友ゝとゝ

内舟のほゝとゝ蹴鞠ハしくゝらゝ武友て
ひさ下つゝて下名とゝ内侍ゝ内舟ゝ
ゝつゝさ文ゝ沈小二者の蔵ゝゝ内侍
又東階ゝすゝこゝゝと大臣猶ゝて殿廊ゝ
ゝ武友ゝゝみゝ河内殿ゝゝ上ゝ
大臣ゝゝゝゝゝゝ二ゝ清内里ゝゝ
ゝゝすゝ作云のつゝさハのゝゝ先せ
二者ゝ蹴鞠の木のゝにゝゝゝゝ武友
蹴鞠代立蔵殿上にすゝ武のゝゝゝ二ゝゝ
通りまハれとゝ蹴鞠代遠ゝゝゝゝゝ

又ゆりまいる又一のくゝ成行之作ゆゑ
さめ寸浦代ゆいてゝ
し二者くゝ成遠ゆゑ
てゝ
てゝ
ねりめ寸をゝ元ゆゑ
堂ゝの庭に作く肉弁庭をゝて叡位の宣
命をゝりてゝ
寸寸西行て杖をゝ
ゝ地ゝ中納ゝの中に宣命使を作をゝ
ゝれゝ系滅ゝれゝを作ゝ大臣系滅ゝ作く

叡列ゝ保寸武兵浦代叡人ゝ
浦代ゝ巣乃ゝ
使めゝにゝゝ
行ゝ下殿宣命使ゝ
て西ゝむゝひて練て巣のゝ成庭ゝく武巣二
ひゝ
後のゝひゝ二洋也叡人ハ拝ゝ宣命使ゝ
のゝとて大臣ゝ
人ゝのゝ巣乃作ゝ
浦代ゝれゝゝ巣の

あいさつのひろさうは横してまつの枝ぐ
いうあるまるべくらうく式　新敷の面をうまる
きやくらう無ちよ先ちる　ものく
ちはうる　すもハ三位のくうゆ三ちうつるう二位よりられたり
まうハ二位のくうゆ三あうるなり
ちるまはるく捕代ものうく二胄れ敷人ちう
初めはあくをて純道よすまうんて一同小松殿
寸次第ちうちうのうく大臣以下殿してものく
陣練す　元と親族の和とハ雖いかゝ給ふる人このゆせ
あるべく仮心ちう今のはゝれ三七三検宣命れ松のとく
左右の大将下殿して別廊まて白馬の奏を
ゆる法盛ちをくうゆ次指らんとりはく強身
小仲て文と杖よをうまるむとれたるゆとく

むれりくたるうハ右東れ廂よりて西りく
三大将一人はうゆたるたるゆうれ大将はいかゝ
四弁四しをとる御らんして西の机よとう弾
強元白馬はうるれたつうきに右うゆすけものく
ちうるうの人なくハ代をはこめうる別次御猶
よいる三節一こん（四栖）ます二献ゆきれ勅使三ちん
ものくれ日に知りうる果ハ如樂也三献はて
内蔵方別当下殿して（別当右大弁の中にあり）奏を
ゆる次指とりつく奏御しまつりつくゆる白馬
奏のゆくを清の示人ゆきゆとものくへんまで（うち場殿）

樂殿奏寿華妓蓋よのかる五曲あり（皇帝桃李）

（元春楽）ふるてる宣命見参ときこえ元日のそうもん

あること宣命使ふるい祿法と大弁ふる宣命く

て鞨鼓祿取ものむ祿とる大弁乃宰相ろく

取ものくる入沖のちの白る中殿乃あをとる神仙

宮門とる紙ふて東庭紙行るる祿ものおくこと（後男）

ゆいひて七度庭とかくるを諸官人ものうへの

とろるも小板敷れ色ん長橋ものふて色るとうれの

ゆへあるつるし中宮東宮ものうもたなくまいる

前奏乃紙小板ふるくさんひめ雑（サウ）（ホウ）（検非違使）

卯日ふあるれる卯杖の奏たるとへ府杖をとるく

ゆれるをくるを宮生氣の方乃獣れするこ紙俗て

卯杖をもて（オ）杖くるすれ杖くるあつくるあるる墨盛所よ

奏る中宮東宮ふるし奏宮官を使ものく

ものくるまれらの殿人祿紙なふ六府あくまれる

卯杖をとりて（盃）ひの紙帳四のすんに

ふれ乱

八日西新とくるまる八藩ふるは乗行のとるまいりむ

ふる言流の西陣法つまる技七日法とふ殿人

て沖衣とふるくる法ひとへを衣はふる入てあるよ

つゐてこれをゆゑ大元法はまる御家をはの
ゝ法とゝ申し女叡位滿年又あるとゝやの四麗
ゝ申すてゝその取あまをとゝてゝうひの御
庭あいもはを給ゝ又よわて大臣孫廂の家庭又の
御あるとて硯紙をめ位とのゝゝもめゝて御せ
五位蔵人のゝてまいる申文うねて出すゝものとゝ
ふとつみゝゝ大ゝ脇ゝんゝ脇ゝんゝゝゝゝくひの申
文なとゝ云あわ今は世いゝんゝまゝゝ邪きゝのあれた
旅あますせて位とゝり典侍掌侍命婦ゝ人中
ゝ又御給ゝとゝゝあるゝとゝひて養母を御ゝん

して位二位三位なとゝゝんゝ人あれい數ゝ
ゝ位記を作ゝ奏すれゝ法師めゝまゝとゝ
次の日内侍めゝゝふあゝゝたまゝや
十日ありあゝめゝ九條関白ゝなゝ御ゝの日に御
きいゝゝ不位蔵人ゝの〳〵申文ゝゝ作まつ内侍
ゝの〳〵ゝ御ゝて奏事數位にゝゝ作ゝ
いのゝんゝゝれゝゝゝゝなんゝゝ文ゝゝゝひ
ゝの〳〵ゝんゝゝけ神ゝて硯のゝゝん
ゝゝ作ゝ南年給二合名ゝ人國の人位ふ西上所
のゝゝなゝ奏短冊をつゝく親王巡行ゝゝ八四五代

まくも代を一代つゝ一年にあてゝ
はくさをたゞゝ光又復勝をつゝ外記史（敬貞 尉）
とゝ又さん毒くこゝろの内給隠岐給二合して京官
を申ふきひゝれ神うさ也六府のうこゝろ為又勝
六位の殿人目録とゝ紀て殿のゝ為ゝうゝ位殿の
位蔵東叙位ゝ為ゝ因庭三枚と為て花出内大
臣の庭とのうく附刻ゝ大臣ゝ不法の庭ゝうう
とさうゝめゝてうれとゝ石ゝこゝ又器ゝゆゝてゝす
ひ紀ゝれ叙位ゝ為ゝ名れいかゝゝて志ゝ寸と
建戸出おの庭ゝつゝ為ゝ内ゝうゝ為ゝ

ゝさくく大臣内庭ゝ作く殿の大臣二人なゝくく因庭
ゝつゝとくゝと殿ゝうゝ附録官帳（官の録ゝと）ゝあと奏す
十年ゝ弟ゝ殿奏ゝすゝうゝしゝうれゝ西横官二ゝうゝ内
永ゝ殿ゝゝゝて書ゝ殿ゝすゝゝ筆ゝとゝゝめ大間ゝとゝ叙
殿のゝゝの下れ為ゝゝ殿ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
くゝゝて大間の殿ゝを殿ゝく大間ゝ殿の小
をゝて殿のゝをゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ひゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝれを大ゝのゝとゝ二人ゝのゝ日ゝけゝく文
ゝる殿ゝ上ゝゝゝとゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

てをりくしくとを有ものなくへさとゆひ
さてをりくへてまた紙をさとりつまと
又おりめつくへき所をしてあ紙のきて
まをさる所をうへめとくはくくはくとは書
ひまてくしとは書とゆとた紙をはよす
きはたの書まを紙をくなりかはりくる
をきて初くとはいをくかのをてもまひ作
なとのをたをまをあ人をしへてちく代を
すくしに三枚をこうあ物まを紙はくる
をくもあるまを書もくしく一乃大臣あくく次乃

人執事乃作人は先帝をよりきて作よ
りく執事乃作りりくかをの方をを
見えりなを紙をを前をとすりあるかをあく
結くりをくををさをほうをとよ用をあるへし
紙乃水よりてよ紙酒入をやこをらをしのをあ
なを作りをわくすみをとるたのをして紙
乃ををうへくををくくれ紙をるける一舎の
紙をとるはくへをいへと第二をのををあてよ
ををとひら盞のをすしをあくくをて門盞
百代ををとりて次第よを道をと紙寸流を乃

ゆかりよつかいさんとおほすに御気色ありて
系織一人をめして出れと仰せとあれどいさ硯の
てらの中文をとらさる人関白給へくおほさく蘇
白ゆかとめおりいくら人よ皆人ねとめして大東よ
ゆひてられなをいる從きのみさいさ給各官硯らかと蘭
へとしやりてすゑく当国の関官姓の臣
系織は中文ともおほく来て大臣に任く紳もと
まして二三週の外小とろつよ承つ大臣これあと
奏すとのしけかみひきて色し給もし
よろおまなきなるいうらたとしむ大臣給

てなりつくこのあひた落ともなすをさぬは
よ小中文をとりこと関白ひいぬいわかとはこのかと
よ絶や只殿のくらり参し枝籍こといつき
まて校書敵丈舎人をおほ取り見んなすしなまえて
め武いたとよ里校出てんをおほ取りともなけ由
給院宮の猶あすし次第よたまつさと硯のおまえ
まゐりくこれをとるに蘭系給もおほくして二合い
二合のをとかゝりつとしと閣かくまへ給名の
へ国符合不とんかくへしこそて系織とめし
て外記よたいなるへからぬとも我をてて大間とま

きてうけうんゆのく紙をしてゆい
てをんとをくたく大同対してくこれをこう入
成柄
ものをうふ二人ていりかなりて流宮門ゆ
のうけうん二のもこに入うを見る四よりも
二三度はてうんひねりてこんとゆるをて次
うるうきうみひねりをゆとて後よ用意
すゆるくこゆしてをこうをさしてをてのち
はくゆしてを後却くすをつく大同よりを
くくを内ゆくすをこをこを又小系後年をてをす
角をこんをを大臣ををちたる物をを小部人をををう

て外記をもてをを後河をを位殿上人大ひつをを記く
鈔盃はをこの日義人及はをむをこのをを
中二日をの後ゆるよ大臣出者のをん
をふつをて苟後をくくくくて出ゆ大同の
苦を出をを苦しくを出せをくくを板よる
なりたをいこをををとををを大臣出
を後給関官時ををまるをを前よをを
今東をこの合をなる大同ををすんををつれ
やをこを文ををををんをを文ををいを
独を記をを系後文の中文をを記をん文

あをたるばかりてかいる大臣られとうり
おみをくゝ又こゝろしのゆ文ゝうゝんかへゝむ
ゝゝこゝろ言ゝよゝあゝるゝゝ又ハ奏聞まてもなく又
ゝゝゝ

元乃月はかすすへて京及いこよひなとこうの
行事とあるへき儀はいちさうも作たまへを
く一人とはするなしもの七のさ法あるとしへをよく
ゆしをめとをるる大間のそうとひらく筆
とうあて大間よりはつく中文、をうく うすくなる
をせあにちんとつくうるひ筆とひちさつをと
くしをせあと云ハ國宮を物してをんの紀やう
にのをんや実氏新紙よりて祝の昔乃下れまに
今り後を年七のさ法ひんをうをうのをんを
はつく大間乃製のを号月の下にり紙入あ

うくぬをうつ
えてうをんし
て筋と心
伝あるを大間
賜て御法
二義いつ
うてこあ
まてはこれ
れ左大臣殿
大間を持て殿
上四陣度
大間をうむす伝
なわ
くはへハい月ハうとりと
ものをこに入く奏を
をうををひるをのを
ゆひるまてこよれ乃
ひく書をつく陳所ふ叙位あ
をつねのをう義人ハふを
ふ左大臣殿上の海をこれをとく大臣
て出て法出のをふ月を
をこをとをうをもし勅伝ハ嚴

武蔵守くにはる兼官い叡位の例まゝ
武芸のつゝきをのゝへらく叡位ゆく上卿
ゆんにすんてうゝ人よりく覆問して奏す
問給はれをとりて叡覧下知やそのきとゝ
なくられて上ゝさだゝにむうひてとこなか
ゝて

十四日法勝寺の円満義あるとゝ右を庫のさゝ
ゝく水陣饗をまゝく着陣ゝるすけ末の
横定よりくまんあるすけこれ法ゝし三
献ゝて信入へゝさせゝあまゝこれとめす出

結段

居のゝけすゝ見あるへの下乃庭ゝつくゝるゝ
庭にゝくゝ厳の御簾ゝまゝゝりひの庭乃
ゝふ居ゆの机をたゝく数枝ゝてゝく二百
乃まへゝ信の庭元子を立ゝゝ昆明池の漢を
をゝてゝのさゝに元子二あゝく加持者ゝゝ
へゝゝゝその後二人の庭をゝりひゝゝゝ南
おれて西ひゝゝゝ備鋼のゝすゝゝゝ海道の庭元
ゝ庭子なり後七日乃あゝり東ゝの長着なれを
お遣ゝゝて仙花門へゝくゝゝゝとのゝ
てすのゝをへく着庭を備ゝもつゝゝて水下ゝ

阿闍梨まうのぼりて、加持奉りたまへる後、
興福寺別當ゝ僧正、はた検校なと、御くしあけ
てゝの人、海西とゝのをれて、参いたゝ、問て
まゝ、大法師答ていはく、二人ともに御家の孔子
ゆゝしき人ゝ、海義とゝのあつめ、参てゝ、京
ゝとゝとゝほゝゝみなをゝく
十五日に、紀なとまいる。ゝとなる事なゝまの
さゝんゝ、検ゝてゝらあゝをなる
十六日、潤歌節會、二献まて、元日にこを、舞
樂ゝてゝ、舞妓南庭をめゝくる、進名ゝ、門奔走

又、職事やいふゝとゝゝ、舞妓殿上の小庭より
めゝく、検ゝ殿ゝ、ゝゝ、ゝゝ、抑、紫宸殿の庭より、延
ゝとゝゝく、二行にまゝ、ゝゝく、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝゝ
者二人、常ゝ、ゝゝ、ゝゝ、ゝ

十七日射礼建礼門のおもてにて宰相中将
四府をとゝのへ弓をとる
政始の日なるべきにこれこそ法にはあらぬ撰にてあり上
つかた下位次第にたゝるたちも宰相庭よりたゝなる
ものゝ弁少納言和泉能史（結政）うたなりてゆとゝ
とゝのはるまでを大弁もちゐにつくるものゝ
てゝ南法のまく動宣あるべきにてなりて出る
よ者儀法あやうくて入内してたゝ近陣よりて
書の奏九日よりあるべきにて撰ぶ大臣参
くさ〻の諸国の守雑仕くゝ不動の食ひ（七）

かんとんとゝ文に政始よりひらく文なり大臣陣
のさふつたまとゝ大弁中文あはすれ宣旨
して康子につきてのゝちさの弁史まゐ
まくく文とりるさて見えてあるまゝ六位史
枝ゆくさんくとゝむ大弁さ地ゆ本座下
つくくく中文と中寸大臣きくすれば大弁
かつりゐる史宣仁門よりわ入て亟陽殿の壇上
ゆへ南小庭よ枝を持てひうゐつく大臣同
す史くくまるすゆ見てひさまるまくく文とまい
ら大臣文とりて見ゝてくつくくふ

うえんひねりを加へてさゝゆる史うねりて山
き文三ひ社ことゝいきりて杖ホ久とうゝてきの
さくた官重乃舞とゝめて巻けつゝぬうしを
巻す奔ひうさうれゐのゑ八蓋盤有の小ひんを
志花いまうしきゝみ巻けつゝ姉とり義人うこを
てまいうさうれて官巻れた裝束きゝを作らる所
殿上蔵衆八毎公のれれんあをうるゝ本下ゝ浮る
ゝわゝ勅陪るゝ所風ゝつゝ弁をうゝゝむうる
沖さうゝ出させもまひく弁とゝ久羅年井
行自陪るのゝうゝた給文ゝ山ゝうゝ

して障ゝいうゝ久乃ゝ官ゆみゝにうゝんて安
赤門乃まへうて史ホうゝをうるゝとうゝゝた右
乃ゝうて拾ゝたの手というゝうあく青濕門わ
のゝうゝて西中刑平陪るのゝ下ホうるゝ久て天氣
とうゝゝ山月の拾ゝうく極候してひうゝ
をホへすゝむ山殿の次乃ゝのわ屋ゝして沒牙
ホあゝくなゝうく沖若ゝ拾ゝまゝひうる門ゝて勝
行ゝてのゝうゝて文をうゝてまつうゝをうひき
ぬうゝて山ゝゝうゝの世拾ゝのゝして杖とと
うゝうゝのあうゝひんまゝとうゝゝ大下遥乃

たゝひさゝゆつまの西まそ立て次間と大場
まをつくりて下繪うへ障子を張すて田庭に杖柱
りうおうこうひをを池をゆきうゑ柳をうゑ
まわたうみ船をうかべて西後へ
くてゝ山あにをうゑれい大石たのまわりを
なりうたとゝ船くをうゑ弟くたかりるうさ
てたゝめくをくふねてうれひうをてうる
ゆ法後をうる地法のをうよんゆとをゝ合
て法氣をうゝひくいをうしてまく三通ま
きつそうけ祝してゆひて杖かをうへてをのをく

このうひをうゝのうかれあとゝるなあうゝ世後へ
しそうをこひあをゆふををゆひなくてうを
ゝ船横をうを船にゆへ
法行始十宿ゆうを船を言して法源のをうへと
こなゝ五位殿上人使をを潮をむうゝ仏事い二間
あくを火力とお宮をうてて化を藤をうをのうむ
法勝寺の位学生とあ事
二月四日をうひのをうを一日ゆ西神事ゆの
みをうれと白河院の御お後新ゝ舞うねてをを
諸国のゆゝあゆのゆをうをのゝて二合をて神祇官

又鞠をはじめとしていむ忌(イミ)アつむなの巻と書下し
る給ふの神祇日つるその形こそうなるる
をあるを間日よとのくはらすはなむ形の
れこそ掛つるの日南殿りうく出ていあるをたれ
の間と奥にむあるく出座とうく延二枚重帖
いの出をいよあるく出帖まるこのうけく額間東
一間のからとあくく大集古屏風出座のこうの
うの出殿出筋をとはるのこうく伊勢を神宮を
掛く結上乃こうくのい春日参社使こうを儀の
中ゆ掛つるむ昔い賀茂のまつるのこうくつるを

餐繪の法身なと詩をとあめる屏乃官人をを
はるるこうく第人つるむこうも参のこう使宣
門のまへに来こそのゆとう舞人このねなこう
位殿人出く孫のこうこたまゆ申の日曉内侍
むこう殿人出車をこうくつる湯日ををはゆ
こうを上乃舟をこうをむこうふる
巳の日園并韓神乃まゆ上卿舟門侍むこう
卯の日大原野のまつりを東の招笠使つこうむ云日
祭のこうくこを舟内侍むこう
上丁の日大学寮こう尺奠あを孔子なこうひう

九哲の新うげて道くの業論綴を上々のものも
可いりてあらたいようら富の歴文侍文章情性題
というんおうりの日ようそんの離まいす義人一
人のうてあさられ由乃家ますむうう人又一人出
ものの日ちとのこまくあまてみようのよて
と云義人こうへてあんの作うさのうて海つきれ
時の釋奠乃離とせうをなくいしてこう
うさけうして詩中へいるものの
新年叡奉幣この月のうさ日して奉らる毋荘
あり上之陣乃ようて使とうさむ為るあるべうれ之家
つよいあり

行義人うねく使そのの八幡中納言賀茂年時
朽のお春日宰相そのお四位五位の使なうひて
ろ使ようく沒宮あり也和記ようの定文系源
うく上々奏ようて臣下大内紀宣命の業を上
ようり分て奏を臣源しして臣結毋二社の宣命とも
くはこのうさよ入て奏ん伊勢八幡ハ賀茂
紅緑そのおりのうまなる紙物をつくよ出綴して
臣結神紙皮の結奏本使のうさるやうう奏して
上卿神紙皮よ奉く使ニにあうう給伊勢の中幣
奏をの紙よ南敏ようて出ねうを幣帛はうよて奉

諸国よりのりあつらへをもつて参詣也 此二社ハ 伊勢
石清水 賀茂 北野 松尾 平野 稲荷 春日 大原野 大
神宮 天王寺 大和 廣瀬 龍田 住吉 日吉 梅宮 吉田
廣田 祇園 鞍馬 貴船 貴布禰
三月三日御幸と小原ゟ出ル 霊巌寺ゟ
とく参らるゝ 一昨日流出記ゟ
御とゝたくまつるやいなやの位下ゟ
稲荷あれハ 申人今ハ
ゟ出ル 三日出 とゝ
の内 桜ある 孫ひさ
ゟ出ル 三日の間ハ南ノ地蔵の縁ゟ
なりゟハ 出 賜物 ゟ
きせん人 数 ゟ
はめ ひさ
きん ゟ
うと ゟ
ゟ 麻
は ほ ゟ
ま ゟ
て ゟ

の後やそのゝちに内裏にもあるべき事なれども
なほ[illegible]ひ[illegible]なりとて長暦の比
はじめてかの宮の関白殿御あんとうの後なれば
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ後朱雀院[illegible]
あるべきにはあらねどとうしとす例なきことなり
ゝいとの代ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
二月中九日[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
下のむまなり二月[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝゝ以朝臣のまのとにて定文とゝく[illegible]例文[illegible]

叡[illegible]ゝ使[illegible]人ゝ[illegible]ゝ代の始[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
五位六位なり[illegible]裏東典侍掌侍[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝゝ定文二通出て叡[illegible]
日次を撰て[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
兵衛陣[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

あるを
出るはらんたち馬家内出るとうてたらんてて
走ぬけるこし車屋宿人さしのあるをひさかの
方角出るのをまいりうけ馬ハ長なるハ指を
ぬい御馬をて関白たち大将ハ流出むしやるを
めすの日出ぬ流をてこ日神義すて
お二日いうをに試楽の事あるをちうぬいさを
えあを今の代りをなくなりるはるしさ
に出侍をとたていなる様ーうちうちうちうちうく額間よ
を出るくいつ御つをせたまふをめいりてを

のをよ系ハ奉議なるをまいりてをふ日使ぬ使
ぬをを人をのをまり地下ハ公卿の事障子
ぬをとみのをまりて出家をとうをひて出をを
をくをお庭をををりて滝口の戸をて家人を免
を家人殿腰の事帯ををを出行の蓋乃
をりをめて外ををりてをうをまをを仁寿殿乃廊
のををわををんを出前につをを川行をを
ををを中に川 清涼を清をを石ををををををを
笛ひををを紀ぬを世をを家人をひををりてを
を紀てあをてををたい川駿河守をのを

とてぬきハ大ぢ孔ゝ〜うゝいてゝらゝゝうゝ
ゝしてまうゝ河いゝ世あゝゝゝゝ年伏ゝゝ
のゝゝ殿ゝれゝゝいゝん宮ゝまゝゝゝゝゝゝゝゝ
殿ゝゝ来まゝく板のゝわゝゝゝむしまゝゝゝのゝ
みゝゝてゝゝゝゝゝり年人ゝゝの裝束ゝゝゝ
ゝゝゝ年人ゝのゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝて
たゝゝゝ使ゝ出衣ゝゝたゝゝ出ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝわゝゝゝゝれゝゝゝ殿ゝ出ゝれゝゝゝて
ゝれゝゝゝゝゝかゝゝの宮にゝ度ゝ南ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝ南のゝのゝ後ゝて出帯ゝゝゝゝゝゝゝて五色ゝん
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
出帯六ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
のゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

りんくらゐうて引い川使家の下みより出まし
つくらく筋とはつて出御とるは和あるを南殿
某殿はるを某乃めり人家とうひてもはるを
はしはしろ清涼殿のうへたへらるあるを和琴
ひりてはしろ清涼殿のうへたへらるあるを出御とて使
はる帯とうくうの川入御いて給うくしは間
出ものくくとあくむまえの出袍さうは下
うはかなり出ものくくとあくものくくものくくを殿
とをくを掃部寮垣下の庭を竹叢乃あるく
使番人の庭南上西面ようへいまの殿絶席

あるくくまりの南ひさしなりおうはくの南す
うの下殿をくく上宣命を奏す殿上く
門殿よりて殿人の殿ふはく頭内侍ようくはん
て出殿り出御の殿なくて出侍ようて殿人ち
くを奏す殿人二人殿上の出侍ようとくくまひ
くくはくのまようを月午のあくひはすくくりと
くくくくん家門（衛府）侍ようのりて殿代くくを演ふ
殿也南二のまりのいてさを殿出侍ようにつ殿殿関
白御簾御殿ようの御のくく出侍ようの南ようを
とあくくとくくすくくいくくくのくくくくん

の次年中行事次陳子孫下にすむ天氣を
うらなひて云をもんとのく敬上ふそうて仙
紀門ちゝ〻くの九度につく宰相うしろ
二童につくわあよりつく座ふむうひいりて
人門ぬさとるまつくなり次又すんてゑ中仏
事のかうて天氣とうひてうのかふそ
ゆてこをかつるたる上を敬のあくひとへく法
設まて御にの戸のかうて俊仏下とのして仏勅乃
新の下とへて扉の二のるうの出うく長うし仏へく
仏紀門ちゝいつ使家人京ゆうてさにつく食

はついうゑ二つうねくすゑうり一献うこのうこ靴
ゑ布乃庭階後の庭五位乃殿人へいり出巡流つ
移のうこ二献ゑ一のうを上を捐して庭とうて
仏紀門とゆく南廊うて盃とうてうこゑ又人
て使の庭のうこゑ弁る捐してくけぬうて殿ゑ
ゆく又捐す五位靴ゑとうる酒とうゆく使ゑ
たうこゑ使一の家うこうこそうしとをくけむ
くいの人芳とゆうこく捐ゑてけうこくたうて
又捐して垣乃庭ゑたく捐例のうこけんてい
さうく後くあるを宣うらく捐をゆうこ一位なうて

ゑん信盛あるゝ名ハ垣下ハ庭と二段ゝく五位
殿上人垣下乃ついるゝねとまゝ二なり供獻又清後
のゝねなゝ三ゝんつゝ殿上人動空すゝの花ハ
ゝゝんゝんあゝ後垣下の庭のゝゝ寺上
ゝゝて一の筆とめて給ゝ清後ゝまゝゝゝ五
献あゝ三献動空乃人垣下つゝ三献ゝゝハ
ゝ献とゝゝてゝゝゝけのゝあゝゝゝゝゝ人
ゝ殿上人二人後并五位筆のまゝゝゝゝゝゝ
ゝ地面のゝゝ消ゝんゝゝ後五の筆清後乃
前ゝゝゝく供後のゝゝゝけをゝゝね指ゝく五ゝ

ゝ一つのゝんてゝゝ飛ゝゝのゝゝ供ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝ清後の庭のゝゝゝ五位の
殿人ゝゝ供後乃五位ゝゝ乃ゝゝゝゝゝ
ゝのつゝゝあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
て一つて上ゝゝにてゝゝゝ垣下の右ゝゝゝゝ
ゝゝて筍ゝゝ前乃花をゝゝて後のゝゝに
供あゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ根ゝゝゝゝ筆人のゝゝ樣ゝゝ次
ゝに上ゝゝゝれ供ゝゝ五人の筆ゝゝ下
あゝゝゝゝて五ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

を中ゝ乃まへ[illegible]けとのちうしゝ五をとゝて
ゝ[illegible]をゝ[illegible]なけをとは[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
あをとのゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

見ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

あるつむは殿はいのうひらおもてすこし
さんるく絵とうくへかへるんれてるす
るれおくしをれ者ーそるのつるおめ
あなれとあるうしきくそそんれれ
はとなるうるは内ハは面ーはすし
のるやりはひとくはうは内殿寝をてはつる
如意をあるれのは者とる底うへりはうる
をぬすしをとるつねのとーあとうん
れぬ手ハ上を弟陳のさるいるきるめ
て出たまるるあるもてはるれへと源をと上

宣陽殿のひらーには装束せさせてうけとつく
ゑ載あるを毎の御をを東乃さん上を座しさるる海
を伝後代を病をるあるるくつく四載のひ
盃をりてをんとのるしむえ系徐法めし
て奏すつねのるるめるるるるあるをハ上を
ト南庭につるのるる南庭東乃一間のとは
は上音るのるをあ綱を見系を指くまつ座よ
すをんてすーをるふるほるんるるめハをくむ
をん殿ををのるるて指系してり月
上申日ひらけく参上卿舞内侍むのふを系の

せうむ[illegible]て見参をこうて内々参く奏
[illegible]付参ゐのと五位の殿上人使とつとむ近
衛の殿人ちさの人位階あり出部なりと
内[illegible]の参内[illegible]三間の[illegible]より発
とまく[illegible]むと三間の[illegible]出御
酉日[illegible]の宮[illegible]の[illegible]
四日[illegible]
[illegible]大いに[illegible]の参[illegible]
七日きうの参[illegible]くのん[illegible]二月内[illegible]の
[illegible]

今日大神の参へ丑日使[illegible]大原野内[illegible]
使[illegible]日御神事也東宮中宮[illegible]御[illegible]
[illegible]式参[illegible]八寅の日使[illegible]
[illegible]卯日内[illegible]
[illegible]
八日灌仏[illegible]灌仏
[illegible]八九日[illegible]
施[illegible]
[illegible]
いまく[illegible]

んとくもまてくひのいろをとりてその法華
山形城主より仏のむかしもれ給城主と聞て
まゐ御と申さりいろくれ仏ゐを如の方
ゐ札とたてくちゐにゐ水をいれまい
まをつまりて蓋上よりゐ蓋のかをも
板をこのまゐ入て蓋盤所をわりとせ義
人をりて蓋上のさいをんのうにとくゐうんと
ちめなとハうゐゐるゐ記乃枝なまハ折てゐとを
ろくいるをあんへうんめり上をまりの布施の
ゐれつゐんを指くハ敵のなりしのようなるを

本札にをうゐ如法よりハ法くハ科のハふ
をは聞をくろりまいくゐ人乃ゐをハ義人られ
たくをゐ房のふをおのくゐ義人をくなりハ
尊師乃僧のハりをて仏のハ乃さほくをくまを
御の水ををあくせてつ小入くゐ川ハ導師
をんゐ仏まるゐをくいるすをえてくのるくり入
て菊をう藤乃してひをさ義仏をわくて法仏
して御をををて礼仏仏菊ゐをくゐ川出入
のまんをハをわくゐ御ハ小野の名九条を
ちるといひて御ゐくをるをたををくしゐを

ちうもそんちうちく
院宮日へれこの家の雲
中酉の日の九月祭なり分しの日左座
ようちうく后宮をめしてゑ園のゝ作と
酉の日にあるまいハ使うも出立乃所けいめ
井すめる検非違使一條の大路とうる持
りらいうくのあつをさせる流りうう路
給へ時いつ条の大路ちうきちなくてうく
しるうしゝ先側よハあうねとも宮人うも
陣ちまうる立すにてまうれハ御のま

又小陣ううて出流あるとうれうの使ゑて
宣命たまうる内記ハ行ようちうるとうく
裳して内侍のうあをそひうい出ようたうく
まよ内蔵ゑとうして宣命たゆふを承ハ
あうく中宮ハ内うり立うまハ出ようあるよ
御人作ハうれうりうれる出殿のひうハ出殿た
きうくなうちうの中をうりてのうに用度ようう
けうる使ハ紀門ようりさにうく后宮のうある
て勅宣あり道衆百人ようのねうひうう
う乗人ようりまふういうん所うう

[illegible]たまへたいらんあるを内侍所にて
[illegible]を蔵人は殿内にまゐりて使
[illegible]使ども待わびて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

五月三日六府昌蒲九輿を南殿の階の東西に
立て四日あるうれのの庭に一こしを西の廂
家ゝに（典茶家）ものうるうりの階のもとに
ふきぬるまもなくの人ゝ廂上のまへまく
五日ゝ百ゝ人出とて馬ども引かせ乃右馬寮
ひく五日の節給ふ人ゝ
この月よ家物講おこなはるゝねく日波を
なむりやの西まんたくあ富て西階のもと
ひろまらく出さしりのをてかをとの
ゝや四ケ大寺（東大寺 興福寺 園城寺）僧の中よりいとうるく

ひるまて（午）ゝて擬ゝとさむ泥義の座あるあ猛
師の座二三ゝ東西すくみうちやゝ中
のさ南乃ゝ小うへ大わうゝうゝのいの乃つか
のゝたとゝすねちやゝ南のゝにうつる
（昨）これゝはく上達部殿上ゝて事のゝ
ゝをゝ作ゝめゝてゝのすけ地下ハ青陽
門よりのぼる堂童のみ乃座ハ西よ志あゝ堂
ゝゝハ物ゝくうの人ゝ宮ゝあゝのゝて
人ゝとゝはく廣上の柱ゝをすゝ上ゝ巳ゝ出ゝの
座ゝ高傍乃ぼゝ喫茶ゝとあゝく

好漢師範よのかたりて海の義のう流義
をとりてねとおぼすれさとをり音阿
弥のをしへ傳うらめ見れ志をく久庭
胡蝶のをしへ中文れ利まを八二面とうへの
ゆ屋に志門らひて多ね陰みとりのをて庭場
ふむうをくをいしあるものの仕方丁
とうをちやうのん不ハ教ハ者をしん五日を
る日を小れ〳〵絃能け青緑あを
六月一日忘年の古賠まいる世皆ちをんたと
心上格ふまわう地小何をりのをうわあをく

ふいうを四種ふうをけ小入て仕寸仕をを西をん
次小初まふ申すへをまう鞨ゆ下四仕を一の中さ
い許をうをなりうんをまいうをぬををうはをし
とり奏なをまをり御を仕ハさをとうて言
ゆをくいうを世絃をのをち上かをし久ふを八日
小あゆあ初いうをあをちこをいうてけいをを仕義
人みをひく内侍をうてまいう典侍のさうん
ゆををまのうを仕ハのうをけをを流しををうう
けをうる紙をあ孔とをのをををいう成いうを也安
のうへをいうを四をみをまいうを仕をあは

らんくまいるあるへふつかなとさいそんにて
らむしろふすまにはなとはいる七月つゝえ
ものとなりてなのらんくのものまいる
六月十四日御ぜんにまりたんまつまる仁幸なる事
なのらんくのめ御ぜんくのにはぎをとあるくの
つゝ内蔵寮てらんく蔵ハすゝ御ぜんにかゝれよ
ものとなりて大忠乃御湯とめんらんにあひまる上
つゝ陣めつらくゝ弁とめくて諸司のらんをとる
小忠に焼成侍すものをとけらてらんあるむ
上つゝ宰相中弁か御ぞ御記史らんよあひらる人小

ものとさらをあ内蔵人ぶんかをうら関白殿同ものとる
南殿ゝ玉御内侍例のらんゝ及閑なゝに興惹花
ものゝ所のらんなゝすけ渡て出興南階ゝよす上
前のすけ汲墨の役つとむに興ゝめるけいらん色
門陰門門をあくゝ中和院まいる大蔵
つゝ懐ゝ門さくに興色ものをすけらんゝ
ものとらんをのゝ名湯すに興神前殿の南向の壇
ゝまゝすけのうらす神ゝ殿のひら
ゝ入らを法大床ゝ乃に屏ゝ小屏ゝ蔵麝
ものて白木の大床ゝ内蔵ものうんゝの角

みちゝ本のそう侍とゝ本の孔てゝ屋の
庄とまうく和こよ和の幌みたり祖墨大
家みのうよとくこのすんきに出遊まいる仏母
まうこめたかくこめるりのうちひのはまわ七た
能よいこ仏山陰の中納言藤原の人道遊
のとをつうまつるなりきの人なれをかをき
うも来なる又えうり仏義人内中れ
もひけの来ゆ遊後こまいるうへのうあ無きてうな
明後とうとを下うねやしく着さ人神
後のうよしひて七さうたしとせうくうたに母

仏出ものさひうめしていを拾三枚めしてを北
北条とうをひ母のうちにぬさすて文ふれ
うの出ゆうこひうとめしてゆうて遊行を侍帛法
仏装束とめ内義家のうたまつれるとぬを拾
つまに又めひ殿れうのうくまに川まるをるう
き和殿よいうくまつうこれいをもしに内義家のそ
まつまるは懐を御うこ山うのうこのねぬむまふ
うううなりは出いの下りまへ引まうれを
出うこふて子を又は帯をむうんのすんをうちく
仏勇をあるく太いのゆうとの流つ孫実さみの大納を

のすらんいまも出装束品々あるをてのうし
けつ殿のらうねへ御供ス一内侍うねあをく
神殿ゑ引ゐて震奥と佐すうしなりうとたん
をのつうと殿の東西ゑ陣設しく南門圍ゐるを
いてゝとうと神殿乃ゑ引まへふつうたりうれ右右
を中将をのくゝんすくんく靴をぬきら簾
うゑて南戸ゑ右右のうはゑ敷うくゝ御拂ゑ
をうさう枕八を畳るゝ上卿参議参納言外
記史まうこいるうしを供を内へとり入ぬれかを
んのうゝ簾くゝ神座ゑうくゝ南枕ゑまくゝ元文

元人をうをんをのうへゑ四帖枕乃ゑ二帖
いうくゝあるをのゑ上ゑ九人の奥七帖をのうへゑ八重
たるんしくゝ九人乃中一帖といさう赤ゑ引元
くううはくゝひのくゝをうをうの紙八八重をを
の下ゑ枕うくゝ内侍ゑくゝれふをゑと座へ
をくゝんのうへをうゑ御帖屏をんにをくゝ
つうおうゑをくゝ内侍をうをくゝ神殿ゑ入
御殿ゑ神座乃東ゑ巽ゑうゑ東帖と変
ゑ座をうゑ筥ゑくゝ化ゑ揖あり然
人をうゑをのゑゑ又ゑゑして変てをのうへゑ神座

を伝はさいさんのうね〳〵神食薦のうてあくた
ん貯のとあく落りけりひ〳〵出食薦と指てま
いるさいさんりてしく平はこのはこはうんを
あ子物うとあくことも次第に入まいりぬれを
うねへひうて成れて月いてうるゝ次第ゝへさせ
たまふをを根二のゆゝあり二月あをふ月出月根
なを神を食ハ五生たなりはるをひうてまくな
きゆへなわうりき根沼月みえうう粥月はる
をうをうを沼まいりて年柏ををををうを沼
月御をんを出をまいりぬしを月を月申うね

〳〵又申て根をうをつゆまうるゝ〳〵をあもの月出東
月いうを後いをう新今の事月のをををのう
又出をあををきをうを月根秘月をも八をるををを
ゝ月出表根をりいを也根也一月又焼の出をゝ
うはをのうをゝ〳〵れいをゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ひわ
ゝをきの神れいをのををなくゆをまいりを也を戸
せハゝゝと伝月をて出ゆをゝ月ゝと根めひをの
帛の出紫宮をに月をゝをゝ神祇ををれハ
るゝ月をまい宮の廊〳〵をりてはくの出紫東を
をゝく神祇を〳〵の幸月のゝ神脂のはゝゝ近

朱府の帳をかくあるを秋谷の出さんの役と
まをうし神まをすうふ秋をすうしひて還
御のはうの乃左右ぬうしく侍奉ふ
ぬ子歳とうふ月廿九門乃内をまをす
ふ
ぬ
ぬ
ぬ

[illegible]
[illegible]後の座敷より東庭をながめ
るひて南山あしもあて伝すなり
つくりの秋山あるもまいる義也 秋世の山を一望
くに二間よりの屏風をてをくはをいの
山屋のをく孫廟民明池の陸面北南一望屏
風をたのしみ出とたつ堪義をうん出御
のかをくあいを月南の方ハをとをのまの方
庭よりのんかの情況ひおて高を御覧
て遠をうれ樹なを言ひのをあをを節物

の金如竹を物くををあをはをけををめて
のを法沼をりてをくを高ををりあてをんせ出
てをくをつをむをなりををくを孫ををを人
七月四日八海を龍田の餐宴月を物
七日郭人出てををいををあをを入て九竹奠あを
庭をくれ四ををこてをを沼義九ををのををを出
あり礼に出をくのあををををををををを行た
てををれををくをを人乃出ををりに和ををを
ををたきあを陸湯寒を池ををを人ををを
三礼横をつをを船海湖市品半俳あをを

ちゝつたなき事人すくなき事
新宮殿奉幣日つゝくことゝ二月末花
八月四日小野の法つゝ祇園社参
十日天てん二月よりおなじ次の日宮中丸見参と
参す上卿 仗座出て奏上宣旨に従とた
ゝ月論義ちゝ後ハ
十五日いちゝ水放生香円裏よりしるし申
上ゝ宮ゝ和弁参府なとむすめ宣命ちゝれ
使ゝたまゝ
十六日信法の弱ひさ甲斐乃穂坂ゝ下あまゝ

ゝ所ゝもちゝろゝハたゝうゝしの出るそ
一あゝとゝいくゝられる望月はゝわゝ今ま
て絶す上卿陣乃ゝ参て解文と奏ゝ宮
和弁小納言参つゝさゝの、建礼門のおゝ
て座ゝ所ゝ流ゝくゝ出るたゝくゝ屋つゝ舞
位次宣ゝ礼すゝゝ論ありゝ後ハ
座ゝ所ゝ参ハあれゝちゝ所ゝ内
裏ゝて一列ゝ座ゝ所ゝ
院ゝ宮なゝ引ゝ者の使ゝ
てまゝる禄ゝとゝ

えらべる

九月三日御乳母のもとより

九日平座四月より紅梅の重陽菓ハとりて

久しきれたる月ハ酒給へとて今日ハ下より

参するなり平座なりとも石間ハ禄ハ参

上へとうや

十日例幣行幸あるに御の装束の

内侍殿と拾遺ふるとて物を取りす

けるとて人々ものすれ共衣をとりひろ

げ見ん物なりて小

のひとに御輿とかくとの日よりなつ

て人々の参りまゐ殿とりて言ふとて

御ちなりて宮の庭よりてを張大家の

ものとて布のついて障子とうて入て

とて東ちにつの間に御帳裏て東上を

く裏ハ白ち次河小侍後の庭とまくる

ちまゐ侍ものとあるに廊庭庭よ

て宣命と参人弟の侍服とうけ

後のはさにつを多ふ御まゐて大御ね

ひとつとうとあるとうとて二こ侍の御をまゐて

版をはくに中臣忍鯛めせと仰らるゝ鯛言ひ
さはつまて仰をもうして出うく移唱して揖
して河中臣いもへ来くへんにつくえ忍うと
をひいんへまいりてゆ宮の山部とうてト部ゆ
仰をふまて内宮に御幣をいむへ拍手してと
りて出うくさけ極くに版ふうけく次中臣
とゆ人中うん孫を来て御幣をさゝわつる来
のもにひうあつくうくしくさてまつれと仰
らる中臣祓唱して河俣のと馬ゆを出
乃ほうへいのもく神紙を東門とゆく二陳乃

大祓ゆいうゆうゆ出ゆ出ゆとうせ仰けいひち
のうゑさこゆうゆうとて還御つゆのうて
石清水の参宮出参にゆる寒動文をうて
御湯をうる大臣いゆ国ゑく神祇漢てうゆ
十月一日法会をひうて度四月に出
ゆのをいうるしわまいるあうれるて出
十月一日忌火乃法脳出あゆゆ六月のうて
春日参宮に依社代まつると二月四月と出の
うゑのゆうんの参ゑ用信法会と仰くゆ中臣
同じなり

春宮は兄の日く
七日五節の舞まいる四人の内一人の子いう
の儀式ありて所いらくまいるる所をれ
ほうとて殿上人ゐるもとく
仁寿の例を上達部なりて指貫ゆくは出式
めさる殿上人のなと礼奉あるしんたちを
うつす
寅日殿上の間酔ひて初詠今様をうたひ
てそうんとて礼奉あり次第小出とうて女官
の戸をたのいうてそうんとて出ゆ殿乃上ゐるより
下はおりて小のうんとめくりて五節所をむしよ
を後所くに糸てすいさんなとあり左家女流
みとえんすいあしふふあるとの後に弟小出の
試ありて殿のひうに礼奉あ要様をて
とくめる
卯日童はらん清涼殿よりて出らん寸下つる
い庭上にて
今朝新嘗乃祭たなの神食をおすひら
ての所十二なりとの御りり寸
童は説のれとしるれの所ゆうとをひさ入て仰
うんちうれけりとやや

辰日うよのあわれ節会なりわ物賞参よ面
ものうち上御宇和弁とをとるよ〳〵流目のとを
と東帯のうへよきたるとをふるうしくはを
すをとをちひろ上御宇相弁の上着とをと
じ南殿れをしれ元をとをうけて庭ふつを
盃うひをうなわ大臣ふ乃お面大うしかる
ほして後殿のはるをやひ独をとうてうう
いうをふ堪うる上達ア五長ふうつひて保る
ふをうたう〳〵節会乃後ひよのこうせちを
れわと寿蓋の礼華しあうせちを礼をれ独

あるとをうをうふ堪うるうをを上低の東よりく
石て仏事あるとをんつうをに出をすれはる
らうとをうをちうふ月十六日ををこれるすけし
多解舟れはふ小六月のうう寿ふの礼蓋
ふひんうをらうう節会上人を横をあるを大うを
ふ節れをもうをしけをを中くをうをを
へちうをもうをすう
十二月ついをちいんひの出せん出あうあうをの月に
おれ
十四日神の出うを六月にれをう上々陣乃庭を

はうゝ參すはゝ出而ゝ
の事をうゝるゝものゝ
ゝゝ中へゝゝゝゝゝゝ
十日神今食六月にお招
かものゝん丸參月丸酒ゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
但はいの座りの事
出御ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝあゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
引出座にはゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
使參人ゝゝゝゝゝゝ
いゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

中宮のぼらせ給へとて
ひるのまうしなどやうにて
あるべきなりとぞ
あしかるべきなりとぞ
内侍所の出御神楽行幸
すけ八童二人
あるべきなりとぞ
南殿の西の方にて
るのりん行事
未の刻二行にまうけさせ
給にあるべき人
人ちすりんてひさうきをなりたりて
いまさせ給ひにあひ笛ひちりきとす
の琴和琴箏小ひ
つる人長おかするあ
かきまさりて笛和琴拍
ぎ
ぎ和琴は信ふ
行ひやあひ
ぎ人
後人
神

庭の東にすこしてひさまつきてうちこ
枕しわかの歳くやおもとくぬれハ星かゆ
らる花ひちとき祈しうて星こそくて胡
桃うれ的つねのもし祿とたまふ陰陽の出
祥示ハ秋の季にたこるつほしハ名ハ月ん
なまこやいうくさくまれうくさ歳くさう鄙
の花ちを御花なとある物をハ月出
花のもうハ星作らう御簾とうこ花
山花をまこはやうを祿ちうを作らうもそよ
月あ月ハ時文ハ祿をうこぬれいお殿ー遠帝

あ刺
東宮拾遺和歌うれ玉ま玉いまん秋
のちをくをいふあるみをうをとらふ新撰
の花をはちくふ和ー三有の養ー
うちうをあ三夜とるうー一夜をうの
半なの
位仏名十方百ちなしていまんたゆー一夜ん
位地の中に本をうけて南のうかまに又二
うけたまひうに地獄へんれ屏風とうい
中の世ハ文案の屏風なり地ちくへんみくを

居のすけ家勝後乃ちゝ出居のおもゝ大ゝ
ゆゝしかりけるを女嬢ゝ[illegible]とつゝむそてひさに
ゝ[illegible]夜中歌後東とものゝ山道寺師ゝ[illegible]ゝ
はけゝゝ人へゝれをつゝむかつ為綿の事あり
歌ゝこのゝゝ[illegible]ゝゝと入てすけこの山ゝ[illegible]日
信乃殿下といひてゝ[illegible]をけていゝ寸歌人
此等師の扇ゝゝゝゝなりゝて名謁ゝ[illegible]
所尼御ゝまゝ[illegible]ゝゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

本所令校合也若遠〻所〻〻注付本所〻〻
可被申也

于時文明十二年九月上旬候　法判

這年中行事御書　禁裏御本依所
望所令染筆不可及外見御奥書
故亜相西木御所所令也後去明應元年迄
少〻御之紛失後於日中行事之所相
残也

永正十六年二月十六日　亜相義判

異本女叡位次奥書
正平七年冬作入道渡石之書写〻〻訖
同八年正月十日校合〻奉後尤之中将義忠
朝臣〻〻候之

同右絵像附奥次
正平七年冬作入道渡石之書写〻〻訖
同八年正月十四日校合〻奉議尤之近中将義忠
朝臣〻〻候之

同延徳次
正平七年冬作入道渡石之書写〻〻訖
同八年正月十八日校合〻奉後尤之中将義忠

群書類從卷第八十五